

高知県農業施策に関する 建議に対する回答書

<建議項目>

1. 農地中間管理事業の円滑な推進について . . . 1
2. 南海トラフ地震・津波等防災対策について . . . 2
3. 耕作放棄地発生防止のための有利作物の導入等について . . . 4
4. TPP交渉への対応について . . . 6
5. 農業委員会制度等の見直しへの慎重な対応について . . . 8

1. 農地中間管理事業の円滑な推進について

農地中間管理事業を円滑に推進するため市町村独自の専門員の設置及び経営安定のための作物選定等を指導する営農指導員の設置などの支援措置を講じるよう国に対して要請されたい。

(回答)

- 1 農地中間管理事業を推進するためには、地域の農業に精通した県農業会議、各農業委員会の協力とともに、地域の現状を把握し農地の利用調整などを行う専門知識を有した職員の配置が必要不可欠であると考えています。
- 2 県としては、このような専門職員を、より多くの市町村に配置し、事業推進に取り組んでいきたいと考えていますが、人材の確保に苦慮している状況です。
- 3 貴重なご意見をいただいたので、ぜひ各地域での適任者をご紹介いただくようお願いします。また、事業推進に農業委員としてご協力もいただきながら、農地の出し手確保と担い手への農地集積を進めてまいります。

2. 南海トラフ地震・津波等防災対策について

本県の海岸地帯においては南海トラフ地震による津波の発生予想も具体的に発表され、その対応は急を要し、かつ多岐にわたります。

とりわけ、地籍調査事業が未着手の農地については、地震・津波が発生すると境界の復元が困難となり、復旧作業やその後の営農の再開に支障をきたす要因となり、復興への足かせとなることが危惧されます。

全地域での調査着手が最良の方法ではありますが、予算その他の要因で不可能であれば、前述の農地の特殊性を考慮され、海岸部を優先して早急に計画・着手されるよう検討されたい。

(回答)

1 地籍調査については、お話のとおりだと考えています。

津波の被害が予想されている沿岸部での進捗率は、例えば、南国市では、進捗率10%程度で、それから、土佐清水市、室戸市、土佐市、須崎市、安芸市などの沿岸部で進捗率が低い状況です。

2 事業の実施主体となるのは市町村ではありますが、地籍調査事業の進捗は重要なことと認識していますので、南海トラフ地震対策を強力に進めている本県としては、予算の確保、検証もしながら、早急に対応していく必要があると思っています

す。しっかりと沿岸部の市町村と連携をしながら、地籍調査を進めてまいります。

3. 耕作放棄地発生防止のための有利作物等について

全国的な米余りの情勢を受けて主食用米の価格は下落し、異常な低米価が農家経済を直撃しています。

再生産を保障する価格が実現できないもとでは、耕作放棄地が出たとしても、そこに何をつくってよいのか分からないのが地域の現状です。

今後の耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、その解消を図るためにも、有利作物の開発、導入について検討され、併せて産地化を図られたい。

(回答)

- 1 現在、米価が非常に安くなっており、今後も、こうした米価の下落傾向が続けば、耕作放棄地が拡大するのではないか、といったことが懸念されています。
- 2 耕作放棄地の発生を未然に防ぐためには、水田を活用できる作物や、省力的な園芸品目の導入が不可欠であると考えています。本県は、大豆、麦などの栽培に適していないため、水田を活用できる作物として飼料用米の生産拡大に取り組んでまいります。

4 また、比較的容易に取り組むことができる園芸品目としては、野菜ではブロッコリー、カイランサイ、にら、青ねぎ、花きではアジサイ、観賞用唐辛子及びシキミ、サカキなどがあります。農家ともしっかり話をしながら、こうした品目に取り組んでいきたいと思っています。

5 これらの有望品目は、経営的には一定の大規模化が必要であり、そのための農地の利用集積が課題となっています。

今後は、各地域の農業委員のご協力もいただきながら、地域にあった作物や品目の選定、生産拡大に必要な農地の利用集積に取り組んでまいります。

4. TPP交渉への対応について

TPP交渉にあたっては下記事項の実現がなされるべく、改めて国に対して要請されたい。

- (1) 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などわが国農業における重要品目については、関税撤廃の除外対象とすること。
- (2) 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品・種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等、国民の食の安全・安心及び食料の安定生産を確保すること。
- (3) 交渉の進捗状況等について広く国民に情報開示を徹底し、幅広い議論が行われるよう措置するとともに、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。
- (4) 国益を損なうことが明らかになった場合は、即座に交渉から脱退すること。

(回答)

- 1 TPP交渉に関しては、これまでも再三にわたり、国に対して要請を行ってきましたが、本年6月には、本県から四国の他の3県に呼びかけ、四国知事会として衆参両議院農林水産委員会の決議に基づき、重要5品目の関税など国益を必ず守るという姿勢で臨むことなどを緊急提言として取りまとめ、政府に要請活動を行いました。

- 2 今月には、T P P 首脳会合が開催されましたが、「交渉を妥結させるための大きな進展があった」「終局は明確になりつつある」などの首相声明が採択されたものの、合意の目標時期は明記されず、交渉は越年する状況です。

- 3 今後とも国の動向を注視し、必要に応じてさらに提言を行うなど、県民の生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいります。

5. 農業委員会制度等の見直しへの慎重な対応について

今後の関係制度改正等の具体的な検討にあたっては、農業委員会の役割・機能を十全に発揮させるため、以下の点について国に要請されたい。

- (1) 農業委員の選任にあたっては、地域から「代表」として選ばれ、地域から信任を得られる仕組みとすること。
- (2) 農業委員会の活動を日常的に支えるため、「農業委員会等に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、都道府県農業会議と全国農業会議所の系統性を確保すること。
- (3) 法に規定されている「意見の公表、建議、答申」の機能を維持すること。
- (4) 農業委員会の業務を適切かつ円滑に遂行するための事務局体制の強化と農業委員会交付金の拡充を図ること。

(回答)

- 1 これまでも農業政策について、国に対して必要な提言等を行っていますが、今回の農業改革が、地域の実情に合った改革となるよう、今後も動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。
- 2 (3) の意見の公表等については、高知県の農業者のためになる前向きな提言をいただければ、県としても、今後とも積極的に意見交換をしてまいりたいと考えています。